

# 兄弟姉妹の相続には注意

---

# 1. 相続人の兄弟姉妹が亡くなっている場合の相続

相続登記の義務化に伴い、これまで放置されていた不動産の相続登記手続きの相談が増えています。

相続登記をしないまま次々と相続が発生し、相続人間も疎遠な方がいて、手続きが進まない場合があります。

特に兄弟姉妹の相続を放置していると、相続人は甥姪及びその次の相続人の又甥又姪に及ぶ場合があります。このような場合ほとんどが疎遠な方の集まりとなり、相続人代表者も相続人への連絡や調整ができず、相続手続きが進まない状況となります。

## (1) 兄弟姉妹の相続とは

被相続人（亡くなった人）に、子供（孫）や親（祖父母）がいない場合、相続権は、兄弟姉妹にあります。

被相続人に配偶者がいれば、配偶者には常に相続権があります。

## (2) 兄弟姉妹の代襲相続については再代襲はしない

代襲相続とは、被相続人より先に亡くなった相続人がある場合、亡くなった相続人の子供（被相続人からみて甥・姪）が代襲相続人となります。

さらに、被相続人よりその代襲相続人である甥姪が先に亡くなっている場合、その亡くなった甥姪の子は代襲相続人にはならないとされています。（兄弟姉妹の相続では、民法887条2項が民法887条3項を準用していないため、再代襲しない）

## (3) 数次相続は順次承継した権利が相続されていく

数次相続とは、被相続人より後に亡くなった相続人がある場合、亡くなった相続人の子供（被相続人からみて甥・姪）が相続人となります。

さらに、被相続人の相続人が亡くなった場合、その相続人の子（又甥姪）が相続人となります。兄弟姉妹の再代襲しないというような制限はありません。

#### (4) 相続手続きを放置することによる問題点

以上のように、相続手続きを長年放置してしまうと、さらに次の相続が発生してしまい、相続人が枝分かれ式に増えてしまいます。

相続人が増えれば増えるほど、人間的な関係性を希薄になり、話し合いが困難になることは間違いありません。

特に兄弟姉妹の又甥姪までになると、全く疎遠で会ったこともない相続人の集まりとなり、連絡調整すら困難な状況となります。

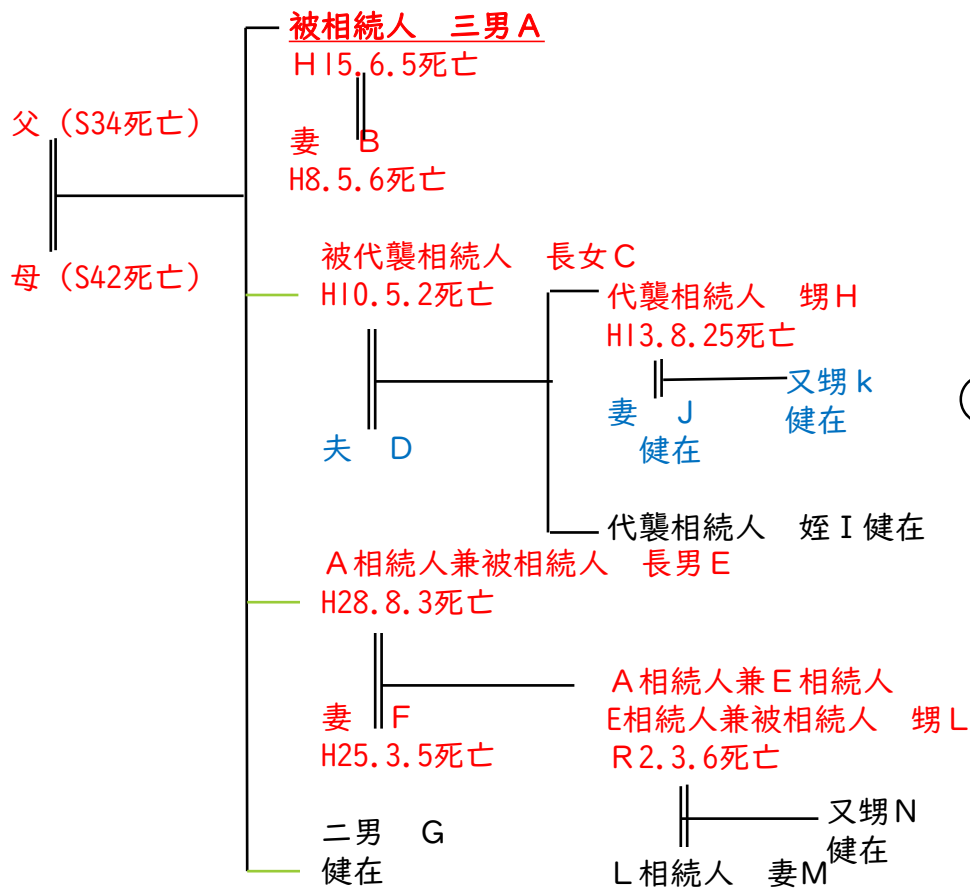
したがって、特に兄弟姉妹の相続問題については、放置することなく、速やかに解決されることをお勧めします。

## 2. 数次相続と代襲相続が繰り返されている

### (1) 兄弟姉妹の相続の事例

依頼主の要望は、被相続人Aの不動産を、N名義いしたいとのこと。

被相続人 A 相続関係説明図



#### ① 相続関係

- ・ Aは平成15年に死亡（妻はH8にすでに死亡）
- ・ 長女Cは平成10年に死亡
- ・ 長女Cの子H（甥）は平成13年に死亡
- ・ 長男Eは平成28年死亡（妻はH25に死亡）
- ・ 長男Eの子L（甥）は令和2年に死亡

#### ② 各相続での相続人

それぞれの相続を整理すると

- ・ 被相続人Aの相続人 CとEとG
- ・ 亡きCの相続人 HとI
- ・ 亡きHの相続人 再代襲無し
- ・ 亡きEの相続人 L
- ・ 亡きLの相続人 MとN

### ③ 相続登記

厳密に相続登記を行うとすると

- ・ Aにつき、亡きC亡きEとGへの相続登記
- ・ 亡きCにつき、亡きHとIへの相続登記
- ・ 亡きEにつき、亡きLへの相続登記
- ・ 亡きLにつき、MとNへの相続登記

ということになり、現実的ではありません

### ④ 依頼主の要望通りAからNへの直接登記手続きは可能か

《中間省略登記の条件》

- ・ 中間の相続人が1人だけだった場合
- ・ 中間の相続人が複数いたが、遺産分割協議や相続放棄などにより、結果的にそのうちの一人だけが単独で不動産を相続することとなった場合

## ⑤ 本事例での相続手続き

この事例で、不動産の相続人を

A相続人兼E相続人

E相続人兼L相続人

のNが一人が相続する場合において、

最終相続人全員（G・I・M・Nの4人）が遺産分割協議証明書にて、証明すればAから直接Nへの中間省略登記が可能となります。

### 3. AからNへの遺産分割協議証明書の書き方

#### 遺産分割協議証明書

被相続人A（昭和○年○月○日）  
死亡年月日 平成15年6月5日  
最後の本籍 愛媛県今治市○町○丁目○番地○  
最後の住所 愛媛県今治市○町○丁目○番地○

平成15年6月5日被相続人A死亡により、開始した相続について、最終の相続人全員で遺産分割協議を行った結果、次のとおり遺産を分割して相続することに協議が成立したことを証明する。

同人の相続人は以下のとおりである。

G、I、M、N以上4名。

1. 相続人Nは、次の遺産を相続する。

（土地）

所在：今治市○町○丁目  
地番：○番○  
地目：宅地  
地積：○○㎡

協議（建物）

所在：今治市○町○丁目○番地○  
家屋番号：○番○  
種類：居宅  
構造：軽量鉄骨造スレート葺2階建  
床面積：1階 ○㎡  
2階 ○㎡

1/2

2. 本協議書に記載なき遺産及び後日判明した遺産は、Nが相続することとする。

以上の協議の成立を証するため、本協議書を作成して、署名押印する。

令和 年 月 日

（住所）愛媛県今治市○町○丁目○番地○

（氏名） G 印

2/2

## 4. 大勢の兄弟姉妹がいる場合の相続対策

### (1) 遺言公正証書の作成

大勢の兄弟間では、疎遠なケースや仲が悪いケース等遺産相続が発生した場合、遺産分割協議が進まない事例があります。

被相続人も生前お世話になっている弟にのみ遺産を相続させたい等の思いや、付き合いのない長男には遺産を渡したくない等の思いをお持ちの方もいます。

自分の死後このような思いを実現するためには、生前にしっかり考えて遺言を残すことが大切です。

### (2) 注意事項

#### ① 原則公正証書遺言を作成すること

自筆遺言証書だと、民法に従って書かれていないと無効となります。例えば日付が抜けていたり、印鑑が押されていないかかったり等せっかく作った遺言書が無効となります。

公正証書遺言だと、公証人がその内容を確認したり、本人の遺言能力の有無の確認など遺言の有効性を保証できます。

## ② 予備的遺言の必要性

遺言者より先に相続人が死亡した場合には、その遺言で指定された相続人の部分については相続の効力は生じません。（遺贈については、民法994条1項で「遺贈は遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない」と定められています。）

## ③ 遺言執行者の指定

指定しておかないと、遺言執行時に裁判所に遺言執行者の選任申し立てをする必要があります。

また、遺言執行者についても予備的遺言を記述することが望ましい。

### (3) 兄弟姉妹には遺留分はない

遺留分というのは、相続人に認められている最低限の相続財産を取得する権利のことです。

しかし、兄弟姉妹に遺留分はないため、遺言書に名前が記載されていなくても遺留分侵害額請求はできません。

そのため、遺言者の思いを遺産相続に反映するためには公正証書遺言の作成が有効となります。

\* その他、生前贈与の作成が有効となります。

詳細は、本HPの「セミナー案内」の「贈与について知っておきたいこと」に

《贈与に関する基礎知識》に詳しく解説しておりますので参照願います。